

ドライブレコーダー管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員の安全運転意識向上による事故等の未然防止と事故等における責任の明確化及び処理の迅速化を図るため、ドライブレコーダーを設置し、その結果的かつ適切な運用を図る事を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるものところによる。

- (1) 社用車両 会社の業務に使用する車両（会社所有に限らない）をいう。
- (2) ドライブレコーダー 車両のフロントガラスに設置し、車両の前方及び車内の映像、音声及び走行情報を記録する機器をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 映像及び音声を電磁的方法により記録できるメモリーカード等の媒体をいう。
- (4) データ ドライブレコーダーにより記録された映像、音声及び走行情報（電磁的記録媒体に記録した情報及びサーバに転送された情報を含む）をいう。

(統括管理責任者等の設置)

第3条 ドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため、統括管理責任者、管理責任者及び操作取得者（以下「統括管理責任者等」という）を置く。

2 統括管理責任者等の事務内容は、次のとおりとする。

- (1) 統括管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを統括管理し、操作取扱者の指定及び解除を行うこと。
- (2) 管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを適正に取り扱うこと。
- (3) 操作取扱者 統括管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作し、データを解析すること。

(ドライブレコーダーの設置)

第4条 ドライブレコーダーは、社用車両に設置するものとし、当該社用車両には、ドライブレコーダーを設置している旨を車両内及び車両外に掲示し周知する。

2 ドライブレコーダーの設置作業は、統括管理責任者が指定した者が行う。

(ドライブレコーダーの操作)

第5条 統括管理責任者等以外の者によるドライブレコーダーの操作及び取扱いを禁止する。

- 2 社用車両の運転者は、運転を開始する前に、社用車両に設置されたドライブレコーダーが正常に作動することを確認することとし、正常に作動しない場合には、その旨を統括管理責任者に報告し、その指示に従うものとする。
- 3 社用車両の運転者は、社用車両に設置されたドライブレコーダー、電磁的記録媒体およびこれらの記録されているデータについて、設置場所を含む全ての設定、内容等に変更を加えてはならない。

(データの保管)

第6条 データは、加工又は複製をすることなく記録時の状態のまま保管する。

2 データを保存したパソコン及び電磁的記録媒体にはパスワードを設定し、データの漏洩、滅失、損傷、改ざん及び不正利用を防止する。

(データの利用)

第7条 収集したデータの検索、閲覧、複製及び持ち出しは、ドライブレコーダーの設置目的を達成するためにのみ行うものとする。

- 2 統括管理責任者等以外の者によるデータの検索、閲覧、複製及び持ち出しを禁止する。
- 3 データの解析及び閲覧は、統括管理責任者が指定したパソコンに限定し、操作取扱者が行うものとする。

(データの外部への提供)

第8条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

- (1) 裁判所による差し押さえ又は提出命令により、当該裁判所に提供する場合。
 - (2) 捜査機関による差し押さえにより、当該捜査機関に提供する場合。
 - (3) 裁判所又は捜査機関からの法令の規定に基づく照会に対して、提供することについて統括管理責任者が必要と認める場合。
- 2 前項の規定によりデータを外部に提供したときは、当該データの内容及び提供先を記録し、保管するものとする。

(業務委託)

第9条 ドライブレコーダー及びデータの保管等を外部に委託する場合には、受託者に対して、ドライブレコーダー及びデータの保管等について本規程に定める内容を遵守させなければならない。

- 2 前項の場合には、受託者が本規程に定める内容を遵守することについての覚書を作成し、保管するものとする。

附 則

この規程は、令和____年____月____日から施行する。